

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書  
**【提出先】** 関東財務局長殿  
**【提出日】** 平成27年2月10日  
**【計算期間】** 第2期（自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日）  
**【ファンド名】** B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）  
**【発行者名】** ベアリング投信投資顧問株式会社  
**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 和田 浩己  
**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー  
**【事務連絡者氏名】** 青木 賢次  
**【連絡場所】** 東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
山王パークタワー  
**【電話番号】** 03 - 3501 - 6027  
**【縦覧に供する場所】** 該当ありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を通じて、世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン（利息収入）の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 （ ）
		資産複合 （ ）

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		あり
一般	年2回	(日本を含む)		(適時ヘッジ)
大型株	年4回	日本	ファミリー	
中小型株	年6回	北米	ファンド	なし
債券	(隔月)	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット属性	( )	中近東	ファンド・	
		(中東)	オブ・	
( )		エマージング	ファンズ	
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券				
(債券(一般))				
資産複合				
( )				

#### 属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（債券（一般）））	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がマザーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて主として公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全ての債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジあり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## 信託金の限度額

2兆円を限度として信託金を追加することが出来ます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することが出来ます。

## ファンドの特色

ファンドの特色および関連情報は以下の通りです。

**1** 主として、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド受益証券への投資を通じて、**世界の公社債(投資適格債)**に投資します。  
インカム・ゲイン(利息収入)の確保と信託財産の長期的な成長を目指します。  
金利変動リスクの管理のため債券先物取引を活用することがあります。

**2** 各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、**為替変動リスクを管理します。**  
外貨建資産に対する為替ヘッジの目的を含めて、為替変動リスクの低減を図ります。  
※為替変動リスクの管理は、マザーファンドで行います。

**3** **毎年11月10日**(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。  
分配金額は収益分配方針に基づき決定します。  
ただし、必ず分配を行うものではありません。  
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

**4** マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)に運用指図に関する権限を委託します。  
ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)は、世界の主要な市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国における運用拠点です。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



当ファンドの愛称で使用している「**ウィンドミル**」は、英語で「**風車**」を意味します。

## ファンドの特色 /

世界の公社債(投資適格債)を主要投資対象とします。

主として世界の公社債に分散投資を行い、インカム・ゲイン(利息収入)の確保と信託財産の長期的な成長を目指します。

- 世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とします。
  - 先進国の国債に加え、社債や新興国の国債なども投資対象に含まれます。
  - 金利変動リスクの管理のため先進国の国債先物取引を活用することがあります。

### 投資対象国・地域



- 上記は投資対象国の一例です。これら全ての国々へ投資するわけではありません。また、上記に表示されていない国へも投資する場合があります。
- 投資対象国は、組入有価証券の価格変動や投資方針に基づく保有銘柄の変更などにより変動します。

### 投資対象債券の格付け



#### 債券の格付けとは

債券の格付けとは、債券の元本および利息の支払いの確実性の度合いを示すものです。例えば、スタンダード・アンド・プアーズ社の場合 BBB 格以上の格付けを得ている債券を投資適格債と呼びます。

なお、スタンダード・アンド・プアーズ社は、格付け機関の例をあげたものであり、他社の格付けも採用します。

- 格付けを得ていない公社債でも、投資適格債に相当すると判断される場合には投資を行うことがあります。

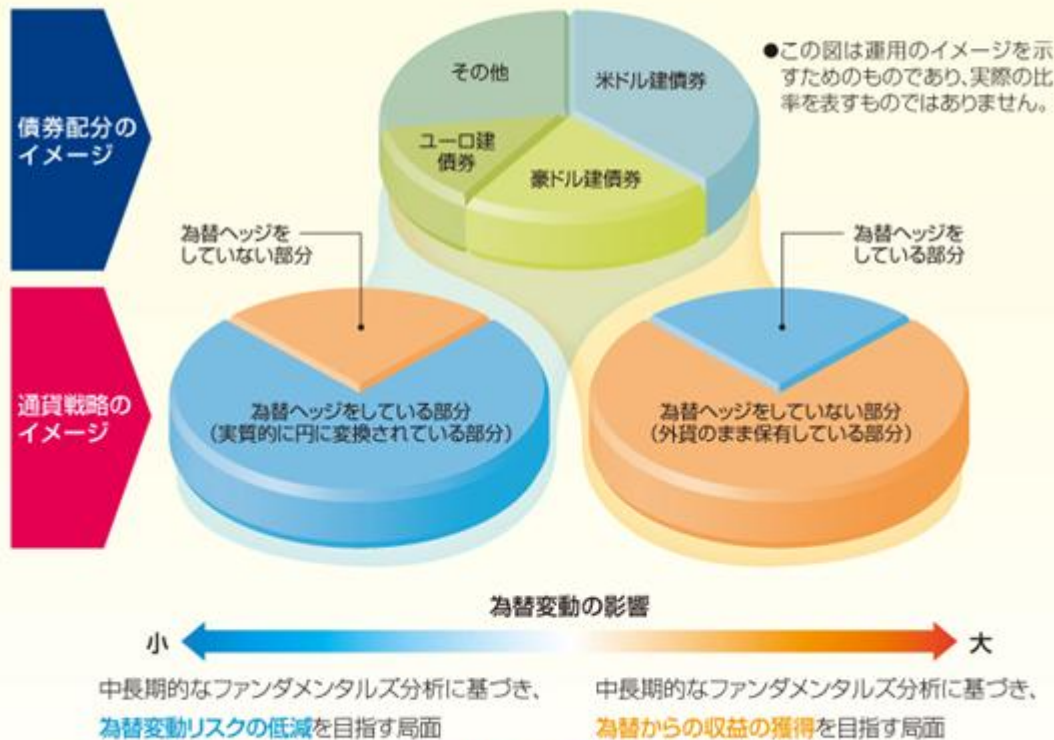
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色 2

各通貨の中長期的な見通しに基づいて通貨配分の変更を機動的に行い、為替変動リスクを管理します。

為替変動リスクの回避目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、為替変動リスクを管理します。

- 債券運用とは別に、通貨配分を管理することにより、投資成果を最大限に追求します。
- 各通貨の中長期的な見通しに基づいて、通貨毎に為替ヘッジの判断を行います。
  - 強気に見ている通貨を買い持ちとし、弱気に見ている通貨を売り持ちとする場合もあります。保有している債券の時価評価額を超える為替ヘッジ取引や、債券を保有していない国の通貨について為替予約取引を行うことがあります。



世界債券投資につきものである「**為替変動リスク**」を管理することが当ファンドの特徴です。  
中長期的に安定的な収益を上げるためには「**為替変動リスク**」の管理が重要です。

## ファンドの特色 3

毎年11月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。  
分配金額は収益分配方針に基づき決定します。

経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含む)等の全額を分配対象額の範囲とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色 4

マザーファンドの運用にあたっては、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に運用指図に関する権限を委託します。

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）は、英国ロンドンを本拠地として250年を超える歴史と伝統を有し、世界主要市場に展開する資産運用グループであるベアリング・アセット・マネジメント・グループの英国運用拠点です。債券運用においては、徹底したファンダメンタルズ調査により、市場で認識されていない価値の発掘を目指します。

### ベアリングについて About Barings

#### 日本における拠点：ベアリング投信投資顧問株式会社

1982年に東京に事務所を開設して以来、1996年には国内で投資信託の運用を開始するなど、長期にわたり幅広いお客様へ資産運用サービスを提供しています。

#### ■250年を超える豊かな経験

ベアリング・アセット・マネジメントの歴史は、その前身である貿易商社ベアリング・ブラザーズ・アンド・カンパニーがロンドンのシティーで設立された1762年まで遡ることができます。

#### ■日本との関係

日本との関係についてもその始まりは古く、1870年代に始まった日英間の貿易取引が最初の関わりになります。

#### ■伝統と競争力

創業以来、豊富な投資経験とノウハウに裏打ちされるプロフェッショナル集団として、最高品質の投資商品と優れた金融サービスを提供し、お客様の目標を実現することに専念してきました。ベアリング・アセット・マネジメントは、世界の資産運用会社の中でも伝統があり競争力のある存在として認知されています。



日露戦争後の1907年に、ベアリングは、ロシア政府が日本政府に対して行った約500万ポンドの戦争補償金の支払いを取りまとめました。写真は、その際に振り出された小切手です。  
ベアリング古文書資料館提供

ベアリング・アセット・マネジメントは、ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）及びベアリング投信投資顧問株式会社が属するベアリング・アセット・マネジメント・グループを指します。

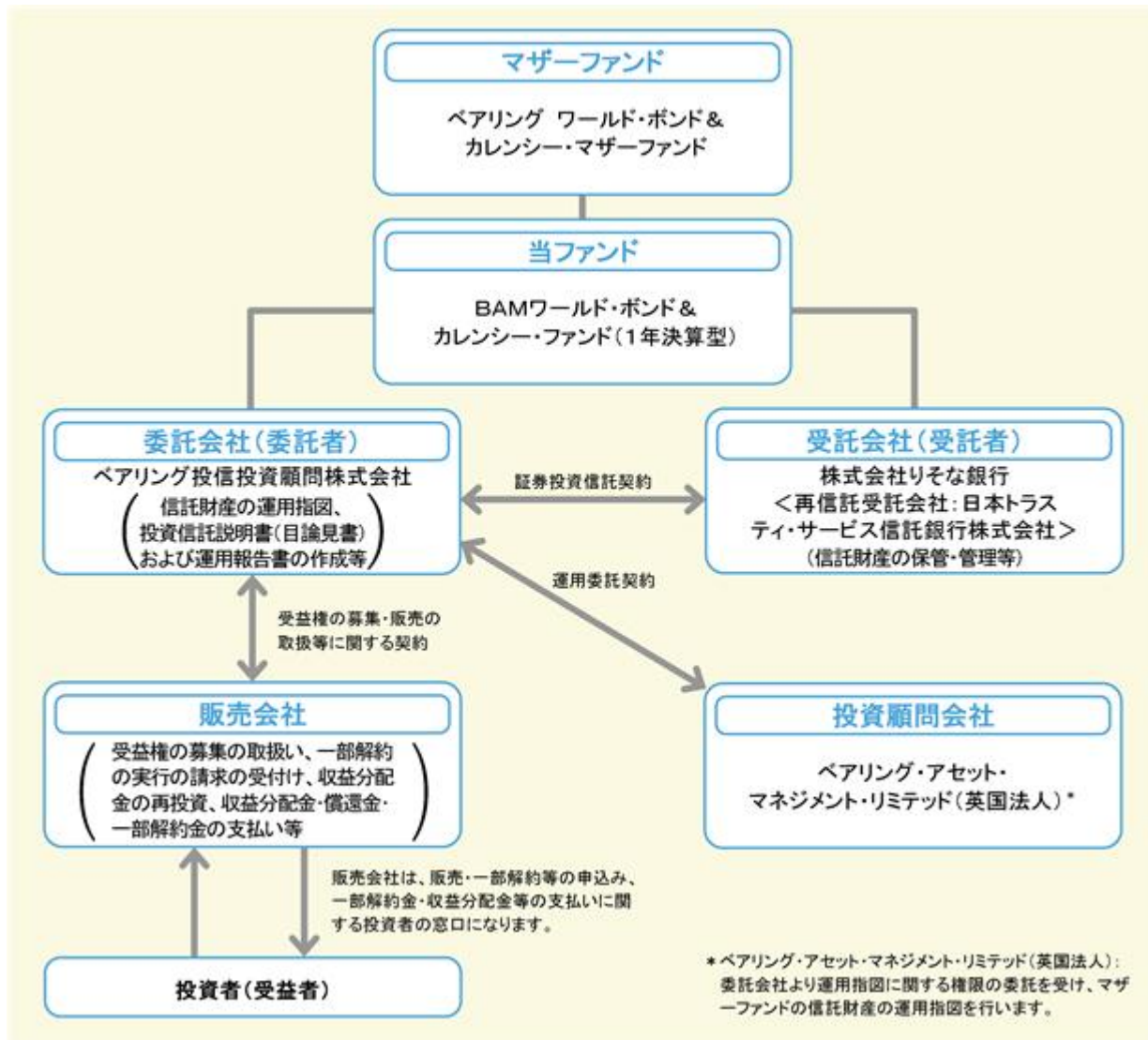
## （2）【ファンドの沿革】

平成25年10月21日

信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

## 当ファンドの運営の仕組み



## 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

## a. 受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、証券投資信託の運用の基本方針、運営方法ならびに委託会社、受託会社および受益者との権利義務関係ならびに受益権の取扱い方法等が定められています。

## b. 販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約事務ならびに収益分配金、一部解約金および償還金の受益者への支払いの取扱いに関する方法等が定められています。

## c. 投資顧問会社と締結している契約

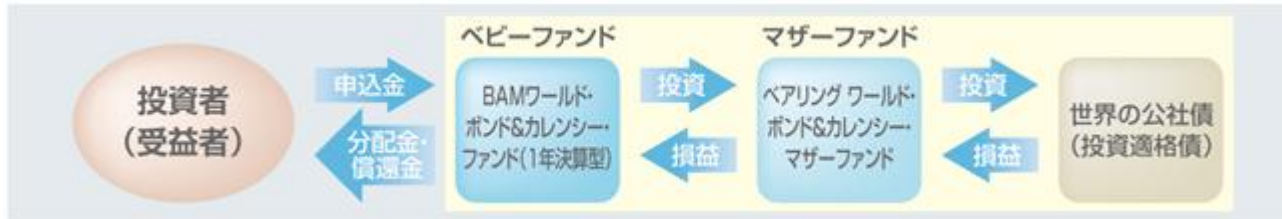
運用指図に関する権限の一部を委託する契約が締結されており、運用指図の権限委託およびその内容、投資顧問報酬等が定められています。



## ファミリーファンド方式の仕組み

ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、ご投資者（受益者）の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## 委託会社等の概況

## 1．資本金の額

平成26年12月末日現在                      資本金    2億5,000万円

## 2．委託会社の沿革

昭和 57年 1月	ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント社東京駐在員事務所を開設
昭和 61年 1月	日本法人ベアリング・インターナショナル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社設立
昭和 62年 2月	投資顧問業者として登録
昭和 62年 6月	投資一任契約業認可取得
平成 7年 1月	ベアリング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号を変更
平成 7年 9月	ベアリング投信株式会社に商号を変更
平成 7年11月	投資信託委託業認可取得
平成 11年 4月	ベアリング投信投資顧問株式会社に商号を変更
平成 19年 9月	投資助言・代理業、投資運用業登録
平成 21年 6月	第二種金融商品取引業登録

## 3．大株主の状況

（平成26年12月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）ホールディングズ・リミテッド	19th Floor, Edinburgh Tower, 15 Queen 's Road, Central, Hong Kong	5,000株	100.0%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

## 基本方針

当ファンドは、インカム・ゲイン（利息収入）の確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

## 運用方法

## 1. 主要投資対象

ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

## 2. 投資態度

- a. 主として、世界の投資適格格付けの公社債を主な投資対象とするベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンドの受益証券に投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の成長を目指します。
- b. 運用にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、以下の方針に基づき行います。
  - イ) 世界の投資適格格付けの公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の長期的な成長を目指します。投資適格の格付けを得ていない場合でも、委託者もしくはマザーファンドにおける約款第17条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものが投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行うことがあります。
  - ロ) 為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を機動的に行います。
  - ハ) 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
  - ニ) 公社債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- c. マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを基本とします。
- d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。
- e. マザーファンドの運用の指図に関する権限をベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国）へ委託します。

## (2) 【投資対象】

## 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条に定めるものに限りません。）
  - c. 金銭債権
  - d. 約束手形（a. に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

## 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、ベアリング投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マ

ザーファンド」の受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
5. 転換社債の転換および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11条で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
14. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、前記5.の証券および前記7.の証券のうち前記5.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、前記1.から前記4.までの証券および前記7.の証券のうち前記1.から前記4.までの証券の性質を有するもの並びに前記10.の証券のうち投資法人債券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含みます。）を以下「公社債」といい、前記9.の証書および前記10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

#### 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### （3）【運用体制】

委託会社は、ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用指図に関する権限の一部を、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に委託します。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点に資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマージング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。債券の運用を担当する債券・通貨チームは、通貨・商品別にポートフォリオ構築グループが細分化されています。また、債券チーム内だけでなく株式運用チームとも投資環境について、意見や情報交換を活発に行っています。

債券・通貨チームはロンドン、東京を拠点とし、ファンドマネジャー、アナリスト、トレーダーにより構成されています。当ファンドに組入れる銘柄はチームにより討議と検証を経て行われます。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に開催される運用審査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

## 債券・通貨運用体制



運用体制等は平成26年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （４）【分配方針】

##### 収益分配方針

原則として、毎決算日（原則として毎年11月10日。ただし該当日が休業日の場合は翌営業日）に以下の方針に基づき収益の分配を決定します。

1. 分配対象金額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案するとともに、信託財産の成長にも留意し決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

##### 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日目までに販売会社においてお支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記録または記載されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約または買取りが行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に対し、お支払いします。

## (5) 【投資制限】

## &lt; 信託約款で定める投資制限 &gt;

株式への投資制限（約款「運用の基本方針 運用方法 （3）投資制限」および約款第17条4項）

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権（転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券に限るものとし、実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

新株引受権証券等への投資制限（約款「運用の基本方針 運用方法 （3）投資制限」）

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

外貨建資産への投資制限（約款「運用の基本方針 運用方法 （3）投資制限」および約款第24条）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。ただし、外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第25条）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
2. 前記1.の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前記2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 前記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲（約款第23条）

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
  - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金とマザーファンドが限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金の割合を乗じて得た額をいいます。）とを加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等、ならびに「（２）投資対象 1.から4.」に掲げる金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額」といいます。）とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本 1.2.3.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲内で行なうことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券とマザーファンドの信託財産に属する外貨建有価証券のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を加えた額の買付代金等実需の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 1.2.3.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
3. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（２）投資対象 1.から4.」に掲げる金融商品で運用されているものを

いいます。以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。

- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに「(2)投資対象 1.から4.」に掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を加えた額を差し引いた額をいいます。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 1.2.3.で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

同一銘柄の株式への投資制限(約款「運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限」および約款第21条)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限(約款「運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限」)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款「運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限」および約款第22条)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合(約款「運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限」および約款第17条第5項)

投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資する株式等の範囲(約款第20条)

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

資金の借入れ(約款第31条)



1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う資金借入額は、一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内とし、一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内とします。ただし、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。
3. 一部解約に伴う借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
4. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
5. 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

#### < 法令で定める投資制限 >

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしてします。

同一の法人の発行する株式の所得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

#### < ご参考 >

「親投資信託 ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針

##### 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの確保とともに信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

##### 運用方法

###### (1) 投資対象

世界の投資適格格付けの公社債を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

主として、世界の投資適格格付けの公社債に分散投資を行い、インカム・ゲインの確保と信託財産の長期的な成長を目指します。投資適格の格付けを得ていない場合でも、約款第17条に従い運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたものが投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行うことがあります。

為替変動リスクのヘッジ目的および円ベースでの投資収益の確保を目的として、外国為替の予約取引を機動的に行います。

信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならび

に外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

公社債の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。

運用の指図に関する権限をペアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国)へ委託します。

#### 運用制限

- (1) 株式への投資は転換社債の転換および新株予約権(会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の行使により取得した株券に限るものとし、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (3) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- (4) 外国為替の予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。
- (5) 有価証券先物取引等は、約款第21条の範囲で行います。
- (6) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (8) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (9) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドはマザーファンドを通じて世界の公社債など価格の変動する有価証券等に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります)ので、基準価額は変動します。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。したがって、投資者の投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

##### 公社債市場リスク(金利変動リスク)

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により公社債相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因になります。また、ファンドが保有する個々の銘柄の公社債については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

##### 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行いますので、外国為替相場の変動の影響を受ける為替変動リスクがあります。為替レートは各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大きく変動することがあります。各国通貨の円に対する為替レートの動きに応じて、当ファンドの基準価額も変動します。

##### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品および各種派生商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品および各種派生商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動リスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### ファミリーファンド方式にかかるリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金移動があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

#### その他のリスク

市況動向等に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、当ファンドの投資方針に基づく運用ができない場合があります。また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付を中止すること、ならびにすでに受付けた取得申込みを取り消すことがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### (2) その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

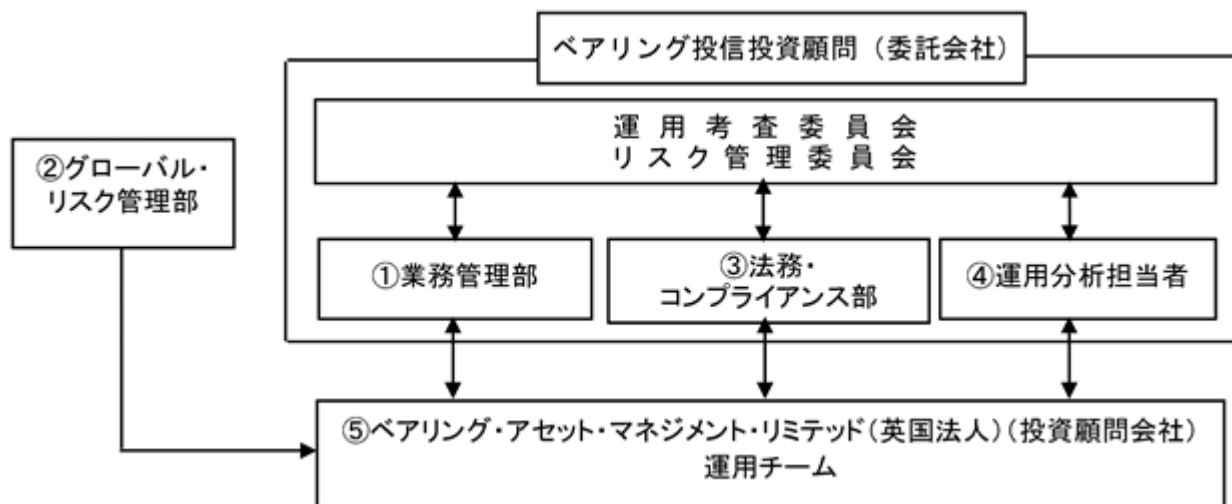
#### < 収益分配金に関する留意点 >

- ・ 収益分配金の支払いは、ファンドの純資産総額（信託財産）から行われますので、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、収益分配金は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等を超過して支払われる場合があります。
- ・ 投資者の取得価額（個別元本の状況）によっては、支払われる収益分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

### (3) 投資リスクの管理体制

委託会社では、組織規程に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に関催されております。



#### 業務管理部（委託会社）

業務管理部は、当ファンドの基準価額の計算を行うとともに、運用にかかる法令、諸規則および投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングし、必要に応じて投資顧問会社に連絡すると同時に関係部署に報告します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

グローバル・リスク管理部（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社））

グローバル・リスク管理部は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループ独自のシステムを使ったリスク管理を行います。個別銘柄からポートフォリオまで広く運用をモニタリングしております。

#### 法務・コンプライアンス部（委託会社）

法務・コンプライアンス部は、法令等の遵守状況をモニタリングし、必要に応じて関係部署に連絡します。また、運用審査委員会およびリスク管理委員会にこれらの状況を報告します。

#### 運用分析担当者（委託会社）

運用分析担当者は、当ファンドに関する運用実績の分析および評価を行い、運用審査委員会に報告します。

運用チーム（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）（投資顧問会社））

運用チームは上記、およびの報告、助言を受けて必要に応じ、ポートフォリオの改善を行います。

上記の投資リスクの管理体制は平成26年12月末日のものであり、今後変更となる場合があります。

## （参考情報）

### 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



※当ファンドの年間騰落率は、2014年10月～2014年12月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

### 当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2010年1月～2014年12月の5年間(当ファンドは2014年10月～2014年12月)の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※当ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

#### ○各指数について

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現物通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

取得申込日の翌営業日の基準価額に、2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。申込手数料についてはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

申込手数料は、購入時の商品説明および事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社によっては、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）」と「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の間で、スイッチング（乗換え）できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。

販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみの取扱いとなる場合およびスイッチングの取扱いを行わない場合があります。

申込不可日にはスイッチングのお申込みの受付を行いません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

信託財産留保額ははありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.566%（税抜1.45%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は次の通りです。（運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の基準価額×信託報酬率）

支払先	純資産総額	内訳（年率）	主な役務の内容
委託会社	100億円未満の部分	0.756% （税抜0.70%）	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類等の作成等の対価
	100億円以上 200億円未満の部分	0.648% （税抜0.60%）	
	200億円以上の部分	0.54% （税抜0.50%）	
販売会社	100億円未満の部分	0.756% （税抜0.70%）	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	100億円以上 200億円未満の部分	0.864% （税抜0.80%）	
	200億円以上の部分	0.972% （税抜0.90%）	
受託会社	100億円未満の部分	0.054% （税抜0.05%）	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	100億円以上 200億円未満の部分	0.054% （税抜0.05%）	
	200億円以上の部分	0.054% （税抜0.05%）	

委託会社の報酬には、当ファンドが主として投資するマザーファンドの投資顧問会社（ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人））への運用報酬（年率0.335%以内）が含まれています。

前記 の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

前記 の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### （４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額、信託事務の処理に要する諸費用、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末の純資産総額に対し0.0025704%（税抜0.00238%）を乗じて得た額が、その翌日から始まる計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。ただし、当該料率を乗じて得た額が、308,572円（税抜285,715円）に満たない場合は、308,572円（税抜285,715円）とします。また、設定日から第2計算期間終了日までにかかる信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用にかかる消費税等に相当する金額については、委託者が支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

上記、 の手数料等（借入金の利息を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

上記 以外の「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記（１）～（４）の手数料等諸費用の合計額については、お申込金額およびご投資者（受益者）の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記「 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

#### 1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



## 2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

(注) 所得税については、平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

上記の内容は平成26年12月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求による換金については、販売会社にお問い合わせください。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(平成26年12月30日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券	日本	1,121,135,293	100.18
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,118,727	0.18
合計(純資産総額)		-	1,119,016,566	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。(以下同じ)

(注2) 国/地域は、発行地(法人登録国)ベースです。(以下同じ)

(注3) 計理処理上、有価証券の投資比率が100%を超える場合があります。(以下同じ)

(参考)「ベアリング ワールド・ボンド&amp;カレンシー・マザーファンド」の投資状況

(平成26年12月30日現在)

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	ニュージーランド	5,203,981,367	5.93
		ベルギー	3,353,878,312	3.82
		南アフリカ	2,895,473,993	3.30
		メキシコ	2,310,075,016	2.63
		アメリカ	1,746,980,952	1.99
		オーストリア	1,341,506,145	1.53
	地方債証券	カナダ	25,385,114,750	28.95
		オーストラリア	9,981,887,230	11.38
	特殊債券	国際機関	15,623,141,205	17.82
		カナダ	9,529,476,750	10.86
		ノルウェー	2,316,805,680	2.64
		ドイツ	548,897,790	0.62
		ニュージーランド	304,959,577	0.34
		フランス	230,286,586	0.26
		オランダ	122,013,962	0.13
	社債券	アメリカ	3,833,004,516	4.37
		フランス	1,063,884,619	1.21
		オランダ	691,010,389	0.78
		ジャージー	463,722,182	0.52
		イギリス	426,694,918	0.48
		韓国	339,709,900	0.38
ニュージーランド		282,097,349	0.32	
その他の資産	現金・預金・その他の資産(負債控除後)	325,125,370	0.37	
合計(純資産総額)			87,669,477,818	100.00

## ( 2 ) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成26年12月30日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ベアリング ワールド・ ボンド&カレン シー・マザーファン ド	1,007,943,265	1.1006	1,109,373,877	1.1123	1,121,135,293	100.18

## 投資有価証券の種類別投資比率

(平成26年12月30日現在)

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	100.18
合計		100.18

## (参考)「ベアリング ワールド・ボンド&amp;カレンシー・マザーファンド」の投資有価証券の主要銘柄

(評価額上位30銘柄)

(平成26年12月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	額面総額 (当該通貨)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	国際機関	特殊債券	IBRD 7.625% 19JAN23	28,000,000	16,744.39	4,688,430,600	16,804.67	4,705,307,600	7.625	2023/1/19	5.36
2	カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.50% 15SEP29	23,000,000	17,480.95	4,020,619,765	17,760.63	4,084,945,245	7.5	2029/9/15	4.65
3	オーストラリア	地方債証券	WEST AUST 7.00% 15OCT19	30,000,000	11,487.91	3,446,375,940	11,706.61	3,511,984,770	7	2019/10/15	4.00
4	カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.50% 15JUL23	21,600,000	16,103.06	3,478,262,904	16,148.87	3,488,157,648	7.5	2023/7/15	3.97
5	カナダ	地方債証券	QUEBEC 7.125% 09FEB24	21,000,000	15,820.98	3,322,406,220	15,871.61	3,333,038,730	7.125	2024/2/9	3.80
6	国際機関	特殊債券	IADB 7.00% 15JUN25	20,000,000	15,982.51	3,196,503,800	16,153.70	3,230,740,000	7	2025/6/15	3.68
7	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALND 5.50% 15APR23	26,000,000	10,339.49	2,688,267,660	10,558.30	2,745,158,338	5.5	2023/4/15	3.13
8	ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALND 6.00% 15MAY21	23,187,000	10,450.30	2,423,112,174	10,604.31	2,458,823,029	6	2021/5/15	2.80
9	ベルギー	国債証券	BELGIUM 9.375% 21FEB20	9,645,000	25,230.34	2,433,466,968	25,411.76	2,450,964,840	9.375	2020/2/21	2.79
10	国際機関	特殊債券	ASIAN DEV BK6.22%15AUG27	14,523,000	16,313.30	2,369,181,750	16,439.88	2,387,564,600	6.22	2027/8/15	2.72
11	カナダ	特殊債券	ONTARIO EL10.125%15OCT21	15,000,000	15,395.89	2,309,384,187	15,472.47	2,320,871,572	10.125	2021/10/15	2.64
12	ノルウェー	特殊債券	KOMMUNAL BK 6.50%12ARP21	20,000,000	11,325.12	2,265,024,720	11,584.02	2,316,805,680	6.5	2021/4/12	2.64
13	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.00% 14JUN21	19,161,000	11,373.17	2,179,214,617	11,725.24	2,246,674,999	6	2021/6/14	2.56
14	南アフリカ	国債証券	SOUTH AFRICA10.5%21DEC26	171,496,000	1,234.18	2,116,572,763	1,232.83	2,114,258,596	10.5	2026/12/21	2.41
15	カナダ	地方債証券	QUEBEC 9.375% 16JAN23	12,984,000	15,389.05	1,998,114,901	15,522.73	2,015,472,263	9.375	2023/1/16	2.29
16	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.25% 21FEB20	16,903,000	11,230.97	1,898,371,941	11,503.61	1,944,455,367	6.25	2020/2/21	2.21
17	カナダ	地方債証券	BR COLMBA 9.95% 15MAY21	12,270,000	15,107.18	1,853,651,158	15,205.62	1,865,730,789	9.95	2021/5/15	2.12
18	国際機関	特殊債券	EIB 6.00% 07DEC28	7,000,000	25,535.20	1,787,464,413	26,550.77	1,858,554,516	6	2028/12/7	2.11
19	アメリカ	国債証券	US TRSY 8.125% 15AUG21	10,461,000	16,807.30	1,758,212,388	16,699.94	1,746,980,952	8.125	2021/8/15	1.99
20	カナダ	特殊債券	HYDROQUEBEC 8.05%07JUL24	10,000,000	16,923.43	1,692,343,103	16,855.80	1,685,580,128	8.05	2024/7/7	1.92
21	カナダ	特殊債券	HYDRO-QUEBEC 11% 15AUG20	10,000,000	15,272.98	1,527,298,940	15,296.82	1,529,682,430	11	2020/8/15	1.74
22	カナダ	特殊債券	ONTARIO EL8.90% 18AUG22	10,000,000	14,863.65	1,486,365,090	14,964.17	1,496,417,200	8.9	2022/8/18	1.70
23	カナダ	特殊債券	ONTARIO EL 10.0% 06FEB20	10,000,000	14,338.55	1,433,855,769	14,358.76	1,435,876,554	10	2020/2/6	1.63
24	国際機関	特殊債券	EIB 6.00% 06AUG20	12,290,000	11,014.24	1,353,650,304	11,230.97	1,380,286,999	6	2020/8/6	1.57
25	オーストリア	国債証券	AUSTRIA 6.25% 15JUL27	5,595,000	23,261.75	1,301,495,450	23,976.87	1,341,506,145	6.25	2027/7/15	1.53
26	カナダ	地方債証券	ONTARIO 8.10% 08SEP23	9,000,000	14,657.42	1,319,168,448	14,813.90	1,333,251,765	8.1	2023/9/8	1.52
27	カナダ	地方債証券	ONTARIO 9.50% 13JUL22	8,136,000	15,339.83	1,248,048,630	15,455.68	1,257,474,864	9.5	2022/7/13	1.43
28	メキシコ	国債証券	MEXICO 10.0% 05DEC24	117,000,000	1,070.70	1,252,722,522	1,066.41	1,247,704,099	10	2024/12/5	1.42
29	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND 6.50% 14MAR33	8,800,000	12,446.06	1,095,253,605	13,314.96	1,171,716,823	6.5	2033/3/14	1.33
30	アメリカ	社債券	MICROSOFT INC5.3%08FEB41	8,000,000	14,242.98	1,139,438,600	14,538.33	1,163,066,400	5.3	2041/2/8	1.32

(参考)「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」の投資有価証券の種類別  
投資比率

(平成26年12月30日現在)

国内/外国	種類	投資比率(%)
外国	地方債証券	40.34
	特殊債券	32.70
	国債証券	19.22
	社債券	8.09
合計		100.37

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年12月30日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	純資産総額 (百万円)	1万口当たりの純資産額 (円)
第1期計算期間末 (平成25年11月11日)	(分配付) 19	(分配付) 10,026
	(分配落) 19	(分配落) 10,026
第2期計算期間末 (平成26年11月10日)	(分配付) 854	(分配付) 10,724
	(分配落) 854	(分配落) 10,724
平成25年12月末日	42	9,949
平成26年1月末日	94	10,109
平成26年2月末日	174	10,134
平成26年3月末日	248	10,126
平成26年4月末日	306	10,164
平成26年5月末日	324	10,360
平成26年6月末日	381	10,326
平成26年7月末日	415	10,412
平成26年8月末日	477	10,598
平成26年9月末日	677	10,598
平成26年10月末日	848	10,730
平成26年11月末日	889	10,819
平成26年12月末日	1,119	10,838

## 【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第1期 (平成25年10月21日から平成25年11月11日まで)	0
第2期 (平成25年11月12日から平成26年11月10日まで)	0

## 【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期	0.3
第2期	7.0

(注1) 収益率は期間騰落率。

(注2) 計算期間中の分配金を加算して算出。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期末の発行済み口数は次のとおりです。

( 単位：口 )

計算期間	設定数量	解約数量	発行済数量
第 1 期	19,455,040	-	19,455,040
第 2 期	836,275,882	59,278,683	796,452,239

( 注 1 ) 第 1 期の設定数量 ( 口 ) には、当初設定口数を含みます。

( 注 2 ) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

## &lt; 参考情報 &gt;

## ■ 基準価額・純資産総額の推移



基準日	2014年12月30日
設定日	2013年10月21日
基準価額	10,838円
純資産総額	11.2億円

## ■ 分配の推移 (税引前、1万口当たり)

第1期	2013年11月	0円
第2期	2014年11月	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

上記グラフは設定日から基準日までの推移となります。  
基準価額(税引前分配金再投資)の推移は税引前分配金を全額再投資したものと計算しているため、実際の受益者利回りとは異なります。なお、基準価額は信託報酬控除後です。

## ■ 主要な資産の状況

## &lt; 組入上位10銘柄 &gt; (マザーファンド)

	銘柄	クーポン(%)	満期	格付	通貨	国・地域名	組入比率(%)
1	国際復興開発銀行債	7.625	2023年1月19日	AAA	米ドル	国際機関	5.4
2	カナダ・ケベック州政府債	7.5	2029年9月15日	AA	米ドル	カナダ	4.7
3	オーストラリア・西オーストラリア州理財公社債	7	2019年10月15日	AA+	豪ドル	オーストラリア	4.0
4	カナダ・ケベック州政府債	7.5	2023年7月15日	AA	米ドル	カナダ	4.0
5	カナダ・ケベック州政府債	7.125	2024年2月9日	AA	米ドル	カナダ	3.8
6	米州開発銀行債	7	2025年6月15日	AAA	米ドル	国際機関	3.7
7	ニュージーランド国債	5.5	2023年4月15日	AAA	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド	3.1
8	ニュージーランド国債	6	2021年5月15日	AAA	ニュージーランド・ドル	ニュージーランド	2.8
9	ベルギー国債	9.375	2020年2月21日	AA	英ポンド	ベルギー	2.8
10	アジア開発銀行債	6.22	2027年8月15日	AAA	米ドル	国際機関	2.7

※上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

## 債券格付比率(マザーファンド)

内訳	組入比率(%)
AAA	42.2
AA	47.9
A	5.2
BBB	5.1
現金等	-0.4
合計	100.0

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※計理処理上、組入比率が100%を超える場合があります。

## 債券種別構成比率(マザーファンド)

内訳	組入比率(%)
地方債	40.3
国際機関債等	32.7
国債	19.2
社債	8.1
現金等	-0.4
合計	100.0

※組入比率はマザーファンドの対純資産総額。

※計理処理上、組入比率が100%を超える場合があります。

※国際機関債等には公社公団債が含まれる場合があります。

※格付は、原則として基準日現在のスタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社及びフィッチ社の格付によります。なお、各社の格付が異なる場合は、高位の格付を記載しています。

## ■ 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は基準価額(税引前分配金再投資)で計算。2013年は設定日(10月21日)から年末までの収益率を表示しています。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

※最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認することができます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) 受益権取得のお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、取得申込日がロンドン（英国）の銀行休業日と同日の場合には、お申込みの受け付けはいたしません。
- (2) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益分配がなされた場合に収益分配金を受取る「分配金受取コース」と、収益分配金は原則として税金を差引いた後、自動的に再投資される「分配金再投資コース」の2コースがあります。取扱いコースは販売会社により異なる場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社までお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位につきましては、販売会社までお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に販売会社が定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額とします。
- (6) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとしします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (7) 販売会社によっては、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）」と「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の間で、スイッチング（乗換え）できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込み受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

### 2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部

解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社は下記においてもご照会いただけます。

ベアリング投信投資顧問株式会社 営業本部

電話番号：03 - 3501 - 6381

受付時間：営業日の午前9：00から午後5：00まで

ホームページ <http://www.barings.com/jp>

- (4) 一部解約のお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日のお申込みとさせていただきます。ただし、一部解約の実行の請求日が、ロンドン（英国）の銀行の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受け付けはいたしません。
- (5) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。この場合、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドは、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

<主な投資対象資産の時価評価方法の原則>

公社債等：計算日における以下のいずれかの価額

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

外貨建資産の円換算：計算日の国内における対顧客電信売買相場の仲値

外国為替予約の円換算：計算日の国内における対顧客先物売買相場の仲値

外国で取引されているものについては、計算日の直近の日とします。

##### 基準価額の算定と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算されます。

受益者は、委託会社および販売会社に基準価額を問い合わせることができます。また、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

### （３）【信託期間】

平成25年10月21日から平成35年11月10日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

### （４）【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年11月11日から翌年11月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年10月21日から平成25年11月11日までとし、第2計算期間はその翌日から開始されるものとします。

前記の場合において、計算期間の最終日が休業日に当たるときは、休業日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始されるものとします。

### （５）【その他】

信託契約の解約（繰上償還）

1. 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合は、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示したときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
  - a. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が20億口を下回ることとなる時。
  - b. 信託期間前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
  - c. やむを得ない事情が発生したとき。
2. 前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託会社は、次の事象が起きた時、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
  - a. 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
  - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託契約の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
  - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記1.の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）については、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による

提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。

3. この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託の併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定に従います。

#### 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
  - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
  - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

#### 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 関係法人との契約の更改等

1. 委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（「受益権の募集・販売ならびに収益分配金及び償還金の支払等に関する契約」（異なる名称で同様の権利義務を規定するものを含みます。））は、期間満了の3ヶ月前までに当事者のいずれからも契約終了の意思表示がない場合、契約期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。
2. 委託会社は、「運用委託契約」（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）に基づき、マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を投資顧問会社に委託し、投資顧問会社は同契約に定めるところにより、委託会社に投資顧問サービスを提供します。同契約の期間は12ヶ月で、期間満了時に自動更新されます。ただし、いずれかの当事者が1ヶ月を下らない期間において書面にて解約の通知をした場合、契約を終了することができます。

#### 受託会社の辞任に伴う取扱い

1. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
2. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。この場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 公告

委託会社が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に交付いたします。運用報告書（全体版）については委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付いたします。

## 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### （1）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払します。

上記の規定にかかわらず、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

### （2）償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また償還日以前に設定さ

れた受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に対し、お支払します。

( 3 ) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

( 4 ) 帳簿閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第2期計算期間（平成25年11月12日から平成26年11月10日まで）について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成25年11月12日から平成26年11月10日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【BAMワールド・ボンド&amp;カレンシー・ファンド(1年決算型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第1期計算期間末 (平成25年11月11日現在)	第2期計算期間末 (平成26年11月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券	19,511,599	858,140,621
未収入金	-	101,047
流動資産合計	19,511,599	858,241,668
資産合計	19,511,599	858,241,668
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	-	101,047
未払受託者報酬	232	137,862
未払委託者報酬	6,433	3,860,288
流動負債合計	6,665	4,099,197
負債合計	6,665	4,099,197
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	19,455,040	796,452,239
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	49,894	57,690,232
(分配準備積立金)	36,040	26,613,110
元本等合計	19,504,934	854,142,471
純資産合計	19,504,934	854,142,471
負債純資産合計	19,511,599	858,241,668



## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期計算期間		第2期計算期間	
	自	平成25年10月21日 至 平成25年11月11日	自	平成25年11月12日 至 平成26年11月10日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		60,357		33,236,225
<b>営業収益合計</b>		<b>60,357</b>		<b>33,236,225</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		232		175,492
委託者報酬		6,433		4,913,903
<b>営業費用合計</b>		<b>6,665</b>		<b>5,089,395</b>
営業利益又は営業損失（ ）		67,022		28,146,830
経常利益又は経常損失（ ）		67,022		28,146,830
当期純利益又は当期純損失（ ）		67,022		28,146,830
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		-		1,476,735
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		-		49,894
<b>剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>116,916</b>		<b>32,211,395</b>
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		116,916		32,211,395
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>-</b>		<b>1,241,152</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		1,241,152
<b>分配金</b>		<b>-</b>		<b>-</b>
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		49,894		57,690,232

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第2期計算期間
項目	自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

期別	第1期計算期間末	第2期計算期間末
項目	平成25年11月11日現在	平成26年11月10日現在
1. 受益権の総数	19,455,040口	796,452,239口
2. 1口当たり純資産額	1.0026円	1.0724円
(1万口当たり純資産額)	(10,026円)	(10,724円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1期計算期間 自 平成25年10月21日 至 平成25年11月11日	第2期計算期間 自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日
<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 767円</p> <p>（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっておりません。</p> <p>2. 分配金の計算方法 （1）当計算期間中の分配可能額 70,561円 （2）分配金額 0円</p> <p>当計算期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。 計算期間末に、経費控除後の配当等収益36,040円（1万口当たり18.52円）及び収益調整金34,521円（1万口当たり17.74円）の分配対象収益がありますが、分配を行っておりません。</p>	<p>1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 570,548円</p> <p>（注）当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっておりません。</p> <p>2. 分配金の計算方法 （1）当計算期間中の分配可能額 57,690,232円 （2）分配金額 0円</p> <p>当計算期間中の分配金の計算過程は以下のとおりです。 計算期間末に、経費控除後の配当等収益17,049,670円（1万口当たり214.07円）、有価証券売買等損益9,532,796円（1万口当たり119.69円）、収益調整金31,077,122円（1万口当たり390.19円）及び分配準備積立金30,644円（1万口当たり0.38円）の分配対象収益がありますが、分配を行っておりません。</p>

## （金融商品に関する注記）

## （1）金融商品の状況に関する事項

## 第2期計算期間

自 平成25年11月12日

至 平成26年11月10日

## 1．金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

## 2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドは、ファミリー・ファンド方式により運用を行っております。したがって、ベビーファンドの金融商品には主要投資対象としている親投資信託受益証券が含まれ、マザーファンドの金融商品には有価証券、デリバティブ取引が含まれております。有価証券は、主として外国債券で構成されており、当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

## 3．金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則及び投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的に開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

## 4．金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## ( 2 ) 金融商品の時価等に関する事項

第2期計算期間末 平成26年11月10日現在	
1 . 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2 . 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
	未収入金等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## ( 有価証券に関する注記 )

## 売買目的有価証券

第1期計算期間（自 平成25年10月21日 至 平成25年11月11日）

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	60,357
合計	60,357

第2期計算期間（自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日）

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	32,375,062
合計	32,375,062

## ( デリバティブ取引に関する注記 )

第1期計算期間末（平成25年11月11日現在）

該当事項はありません。

第2期計算期間末（平成26年11月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第2期計算期間（自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期計算期間（自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	期別	第1期計算期間末 平成25年11月11日現在	第2期計算期間末 平成26年11月10日現在
期首元本額		1,000,000円	19,455,040円
期中追加設定元本額		18,455,040円	836,275,882円
期中一部解約元本額		- 円	59,278,683円

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

１．株式

該当事項はありません。

２．株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託 受益証券	ベアリング ワールド・ボンド&カ レンシー・マザーファンド	781,406,503	858,140,621	-
合計	-	781,406,503	858,140,621	-

第２．信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドは、「ベアリング ワールド・ボンド&カレンシー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）及び計算期間（以下「計算期間」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## ベアリング ワールド・ボンド&amp;カレンシー・マザーファンド

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

科目	対象年月日	平成25年11月11日現在	平成26年11月10日現在
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
預金		339,561	5,321,633
金銭信託		916,755	81,267
コール・ローン		812,000,000	576,000,000
国債証券		31,455,867,786	16,660,391,739
地方債証券		42,483,848,396	36,151,670,698
特殊債券		32,276,653,487	29,129,899,502
社債券		5,983,026,083	7,368,761,689
派生商品評価勘定		820,005,604	240,098,854
未収入金		403,855,064	367,214,696
未収利息		1,848,433,374	1,590,237,073
前払費用		178,989,185	14,951,411
流動資産合計		116,263,935,295	92,104,628,562
資産合計		116,263,935,295	92,104,628,562
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		356,685,771	4,483,024,999
未払金		20,190,670	-
未払解約金		339,350,085	288,788,299
流動負債合計		716,226,526	4,771,813,298
負債合計		716,226,526	4,771,813,298
純資産の部			
元本等			
元本		114,241,560,917	79,525,303,353
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		1,306,147,852	7,807,511,911
元本等合計		115,547,708,769	87,332,815,264
純資産合計		115,547,708,769	87,332,815,264
負債純資産合計		116,263,935,295	92,104,628,562

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日	
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。</p> <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2 . デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3 . その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。</p>

## ( 貸借対照表に関する注記 )

対象年月日	平成25年11月11日現在	平成26年11月10日現在
項目		
1. 受益権の総数	114,241,560,917口	79,525,303,353口
2. 1口当たり純資産額	1.0114円	1.0982円
（1万口当たり純資産額）	(10,114円)	(10,982円)



## (金融商品に関する注記)

## (1) 金融商品の状況に関する事項

自 平成25年11月12日

至 平成26年11月10日

## 1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。

## 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(3) 附属明細表」に記載しております。当ファンドはこれらの有価証券の運用により信用リスク、市場リスク（為替リスク・金利リスク・価格変動リスク・流動性リスク）に晒されております。

また、当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクを回避することを目的として、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引は、対象とする通貨に係る為替変動の価格変動リスクを有しております。取引先の契約不履行による信用リスクについては、当社は優良な金融機関とのみ取引を行っているため限定的と考えられます。

## 3. 金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、組織規定に基づき、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを担当する業務管理部および金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他の投資者保護および業務に関連した法令・諸規則等の遵守状況のモニタリングを担当する法務・コンプライアンス部が設置されております。

さらに、取締役会の委嘱を受けて運用考査にかかるすべての権限および責任が付与された運用考査委員会ならびに全社的なリスク管理にかかる権限および責任が付与されたリスク管理委員会が設置され、定期的開催されております。

取引先の契約不履行による信用リスクについては、委託会社のトレーディング部署から独立した部署が取引先の信用状況をモニタリングし、取引先とリスク枠などを限定することで管理しております。

## 4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている場合があります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年11月10日現在

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

コール・ローン、未収入金等の金銭債権及び金銭債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成25年10月21日 至 平成25年11月11日)

(単位：円)

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	74,273,972
地方債証券	116,709,348
特殊債券	80,585,590
社債券	22,192,749
合計	145,213,715

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の期首（平成25年10月15日）から計算期間末日までの期間に対応するものであります。

(自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日)

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	293,625,896
地方債証券	1,060,455,882
特殊債券	682,172,445
社債券	351,557,573
合計	2,387,811,796

(デリバティブ取引に関する注記)

(通貨関連)

(単位：円)

平成25年11月11日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,557,107,867	-	1,568,120,160	11,012,293
	カナダドル	1,530,503,122	-	1,539,102,500	8,599,378
	メキシコペソ	484,507,520	-	479,360,000	5,147,520
	ユーロ	9,873,290,231	-	9,762,970,000	110,320,231
	ポーランドズロチ	341,832,900	-	337,478,000	4,354,900
	売建				
	米ドル	17,168,293,100	-	17,288,312,000	120,018,900
	カナダドル	25,021,060,881	-	24,833,367,000	187,693,881
	メキシコペソ	4,130,954,762	-	4,109,283,640	21,671,122
	ユーロ	25,241,053,219	-	24,986,725,400	254,327,819
	英ポンド	16,987,968,000	-	17,100,720,000	112,752,000
	ポーランドズロチ	4,344,772,590	-	4,313,725,800	31,046,790
豪ドル	29,541,012,371	-	29,268,110,250	272,902,121	
ニュージーランドドル	3,740,518,980	-	3,744,611,200	4,092,220	
南アフリカランド	3,063,936,200	-	3,031,184,000	32,752,200	
合計	-	-	-	463,319,833	

平成26年11月10日現在					
区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	カナダドル	218,036,181	-	220,620,600	2,584,419
	ユーロ	2,855,594,594	-	2,973,030,850	117,436,256
	英ポンド	7,649,128,945	-	7,720,935,080	71,806,135
	豪ドル	215,560,296	-	228,588,640	13,028,344
	売建				
	米ドル	23,401,875,286	-	24,314,492,160	912,616,874
	カナダドル	19,002,903,073	-	19,675,025,700	672,122,627
	メキシコペソ	2,338,849,060	-	2,469,990,000	131,140,940
	ユーロ	5,260,814,817	-	5,477,358,600	216,543,783
	英ポンド	21,002,870,185	-	22,174,514,600	1,171,644,415
	豪ドル	10,131,317,030	-	10,714,158,080	582,841,050
	ニュージーランドドル	13,721,856,210	-	14,362,321,820	640,465,610
南アフリカランド	2,768,194,000	-	2,888,600,000	120,406,000	
合計	-	-	-	4,242,926,145	

## (注) 時価の算定方法

為替予約取引については以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

(1) 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

\* 上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

（自 平成25年11月12日 至 平成26年11月10日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

各計算期間における元本額の変動

平成25年11月11日現在		平成26年11月10日現在	
期首元本額	116,450,974,083円	期首元本額	114,241,560,917円
期中追加設定元本額	628,243,096円	期中追加設定元本額	9,191,543,817円
期中一部解約元本額	2,837,656,262円	期中一部解約元本額	43,907,801,381円
期末元本額	114,241,560,917円	期末元本額	79,525,303,353円
元本の内訳*		元本の内訳*	
B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）	114,222,269,243円	B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（毎月決算型）	78,743,896,850円
B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）	19,291,674円	B A Mワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）	781,406,503円

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## 1. 株式

該当事項はありません。

## 2. 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数 比率	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	BELGIUM 8.875% 01DEC24		5,000,000.00	6,955,700.00	
		US TRSY 8.125% 15AUG21		10,461,000.00	14,584,922.34	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	2 2.8%	15,461,000.00	21,540,622.34 (2,463,385,570) 2.8%	
	メキシコペソ	MEXICO 10.0% 05DEC24		117,000,000.00	153,332,010.00	
		MEXICO 8.50% 18NOV38		106,900,000.00	128,226,550.00	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	2 2.7%	223,900,000.00	281,558,560.00 (2,379,169,832) 2.7%	
	ユーロ	AUSTRIA 6.25% 15JUL27		5,595,000.00	8,881,503.00	
		ITALY 7.25% 01NOV26		545,000.00	797,444.00	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	2 1.6%	6,140,000.00	9,678,947.00 (1,378,378,842) 1.6%	
	英ポンド	BELGIUM 9.375% 21FEB20		11,300,000.00	15,243,700.00	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	1 3.2%	11,300,000.00	15,243,700.00 (2,766,883,987) 3.1%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALND 5.50% 15APR23		26,000,000.00	28,626,000.00	
		NEW ZEALND 6.00% 15MAY21		23,187,000.00	25,802,493.60	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	2 5.5%	49,187,000.00	54,428,493.60 (4,835,971,656) 5.4%	
南アフリカランド	SOUTH AFRICA10.5%21DEC26		171,496,000.00	203,908,744.00		
	SOUTH AFRICA6.25%31MAR36		97,363,000.00	74,735,838.80		
計	銘柄数： 組入時価比率：	2 3.2%	268,859,000.00	278,644,582.80 (2,836,601,852) 3.2%		
小計				16,660,391,739 (16,660,391,739)		
地方債証券	米ドル	NOVA SCOTIA8.25% 30JUL22		5,000,000.00	6,727,500.00	
		QUEBEC 7.125% 09FEB24		21,000,000.00	27,560,400.00	
		QUEBEC 7.50% 15JUL23		27,000,000.00	36,066,600.00	
		QUEBEC 7.50% 15SEP29		23,000,000.00	33,352,300.00	
		SASKATCHWN 9.375%15DEC20		6,000,000.00	8,136,699.00	
	計	銘柄数： 組入時価比率：	5 14.6%	82,000,000.00	111,843,499.00 (12,790,422,545) 14.3%	
	カナダドル	BR COLMBA 10.60% 05SEP20		6,560,000.00	9,578,124.80	
BR COLMBA 9.00% 23AUG24			2,863,000.00	4,384,655.87		
BR COLMBA 9.95% 15MAY21			18,000,000.00	26,241,120.00		
HALTON 4.05% 11OCT41			1,000,000.00	1,043,910.00		

		ONTARIO 8.10% 08SEP23		9,000,000.00	12,729,600.00
		ONTARIO 9.50% 02JUN25		6,000,000.00	9,541,440.00
		ONTARIO 9.50% 13JUL22		8,136,000.00	12,043,314.00
		OTTAWA 4.60% 14JUL42		3,000,000.00	3,387,840.00
		PRINCE ED ISL8.5%27OCT15		5,000,000.00	5,347,500.00
		QUEBEC 9.375% 16JAN23		12,984,000.00	19,281,240.00
		SASKATCHWN 8.75% 30MAY25		6,454,000.00	9,808,337.42
		SASKATCHWN 9.60% 04FEB22		3,000,000.00	4,431,240.00
		TORONTO 4.70% 10JUN41		3,000,000.00	3,433,890.00
	計	銘柄数：	13	84,997,000.00	121,252,212.09 (12,233,135,677)
		組入時価比率：	14.0%		13.7%
	豪ドル	MANITOBA 4.25% 08AUG22		3,000,000.00	3,055,440.00
		NEW S WLS 6.00% 01MAY30		8,748,000.00	10,683,932.40
		ONTARIO 6.25% 29SEP20		5,000,000.00	5,641,300.00
		QUEENSLAND 6.00% 14JUN21		19,161,000.00	22,221,011.70
		QUEENSLAND 6.25% 21FEB20		16,903,000.00	19,357,315.60
		QUEENSLAND 6.50% 14MAR33		8,800,000.00	11,168,080.00
		WEST AUST 7.00% 15OCT19		30,000,000.00	35,142,000.00
		WEST AUST 8.00% 15JUL17		4,646,000.00	5,261,130.40
	計	銘柄数：	8	96,258,000.00	112,530,210.10 (11,128,112,476)
		組入時価比率：	12.7%		12.5%
	小計				36,151,670,698 (36,151,670,698)
特殊債券	米ドル	ASIAN DEV BK6.22%15AUG27		14,523,000.00	19,653,104.52
		HYDROQUEBEC 8.05%07JUL24		10,000,000.00	14,038,516.00
		HYDROQUEBEC 8.25%15JAN27		2,000,000.00	2,852,543.60
		HYDROQUEBEC9.375%15APR30		3,700,000.00	5,930,218.66
		IADB 7.00% 15JUN25		20,000,000.00	26,516,000.00
		IBRD 7.625% 19JAN23		28,000,000.00	38,892,000.00
	計	銘柄数：	6	78,223,000.00	107,882,382.78 (12,337,429,294)
		組入時価比率：	14.1%		13.8%
	カナダドル	HYDRO-QUEBEC 11% 15AUG20		10,000,000.00	14,738,000.00
		NED WA BK 5.20% 31MAR25		1,000,000.00	1,160,870.00
		ONTARIO EL 10.0% 06FEB20		10,000,000.00	13,836,300.00
		ONTARIO EL10.125%15OCT21		15,000,000.00	22,284,900.00
		ONTARIO EL8.90% 18AUG22		10,000,000.00	14,343,000.00
		RES FRANCE 4.70% 01JUN35		2,000,000.00	2,159,080.00
	計	銘柄数：	6	48,000,000.00	68,522,150.00 (6,913,199,713)
		組入時価比率：	7.9%		7.7%
	英ポンド	EIB 6.00% 07DEC28		7,000,000.00	9,557,100.00
	計	銘柄数：	1	7,000,000.00	9,557,100.00 (1,734,709,221)
		組入時価比率：	2.0%		1.9%
	豪ドル	ASIAN DEV BK6.25%05MAR20		3,000,000.00	3,411,600.00
		EIB 6.00% 06AUG20		19,786,000.00	22,221,656.60
		EUROFIMA 5.50% 30JUN20		6,585,000.00	7,177,650.00
		IADB 6.50% 20AUG19		4,000,000.00	4,556,400.00

		IBRD 5.00% 07MAR22		5,000,000.00	5,414,000.00
		KOMMUNAL BK 6.50%12ARP21		20,000,000.00	23,096,000.00
		RENTENBK 5.50% 09MAR20		5,000,000.00	5,481,500.00
		RENTENBK 6.25% 13APR18		10,000,000.00	11,001,000.00
	計	銘柄数 :	8	73,371,000.00	82,359,806.60 (8,144,561,274)
		組入時価比率 :	9.3%		9.1%
	小計				29,129,899,502 (29,129,899,502)
社債券	米ドル	BELLS TEL 7.00% 01OCT25		1,300,000.00	1,594,632.00
		BELLSOUTH 6.00% 15NOV34		2,610,000.00	2,961,953.01
		GOLDMAN S 5.95% 15JAN27		750,000.00	858,524.47
		HSBC 5.911% 30NOV35		400,000.00	406,184.00
		MICHIGAN B 7.85% 15JAN22		1,200,000.00	1,516,008.00
		MICROSOFT INC5.3%08FEB41		8,000,000.00	9,452,000.00
		PETROB INT 6.75% 27JAN41		3,000,000.00	2,990,100.00
		PHILIP MOR 5.65% 16MAY18		3,000,000.00	3,388,200.00
		POSCO 5.25% 14APR21		2,500,000.00	2,807,500.00
		TARGET 5.375% 01MAY17		720,000.00	791,243.13
	計	銘柄数 :	10	23,480,000.00	26,766,344.61 (3,060,999,169)
		組入時価比率 :	3.5%		3.4%
		ユーロ	P&G 4.875% 11MAY27		3,000,000.00
		SHELL FI 4.375% 14MAY18		2,000,000.00	2,278,800.00
		TOYOTA M 6.625% 03FEB16		1,000,000.00	1,078,300.00
	計	銘柄数 :	3	6,000,000.00	7,449,100.00 (1,060,826,331)
		組入時価比率 :	1.2%		1.2%
	英ポンド	ELEC D FR 6.125% 02JUN34		2,300,000.00	2,895,930.00
		ENELFI NV 5.625% 14AUG24		1,500,000.00	1,748,550.00
		FONTER GR 9.375% 04DEC23		1,000,000.00	1,487,200.00
		GATWICK FD 5.75% 23JAN37		2,000,000.00	2,412,000.00
		GDF SUEZ 6.125% 11FEB21		2,200,000.00	2,642,420.00
		IMP TOBACO 5.50% 22NOV16		50,000.00	53,720.00
		NTL GRD GS 6.00% 07JUN17		2,000,000.00	2,230,200.00
		P&G 5.25% 19JAN33		1,500,000.00	1,890,600.00
		P&G 6.25% 31JAN30		500,000.00	679,400.00
		RWE FI 6.25% 03JUN30		1,500,000.00	1,848,450.00
	計	銘柄数 :	10	14,550,000.00	17,888,470.00 (3,246,936,189)
		組入時価比率 :	3.7%		3.6%
	小計				7,368,761,689 (7,368,761,689)
	合計				89,310,723,628 (89,310,723,628)

(注) 1. 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

2. 小計、合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各計欄の合計額に対する比率であります。

4. 外貨建有価証券の内訳



通貨	銘柄数	組入国債 証券時価比率	組入地方債 証券時価比率	組入特殊債券 時価比率	組入社債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 2 銘柄	2.8%	14.6%	14.1%	3.5%	34.3%
	地方債証券 5 銘柄					
	特殊債券 6 銘柄					
	社債券 10 銘柄					
カナダドル	地方債証券 13 銘柄	-	14.0%	7.9%	-	21.4%
	特殊債券 6 銘柄					
メキシコペソ	国債証券 2 銘柄	2.7%	-	-	-	2.7%
ユーロ	国債証券 2 銘柄	1.6%	-	-	1.2%	2.8%
	社債券 3 銘柄					
英ポンド	国債証券 1 銘柄	3.2%	-	2.0%	3.7%	8.6%
	特殊債券 1 銘柄					
	社債券 10 銘柄					
豪ドル	地方債証券 8 銘柄	-	12.7%	9.3%	-	21.6%
	特殊債券 8 銘柄					
ニュージーランドドル	国債証券 2 銘柄	5.5%	-	-	-	5.4%
南アフリカランド	国債証券 2 銘柄	3.2%	-	-	-	3.2%

（注）組入有価証券の時価比率については、通貨毎の評価額計の純資産に対する比率です。

（注）合計金額に対する比率は通貨毎に評価額計の各々の外貨建有価証券の合計金額に対する比率です。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表（デリバティブ取引に関する注記）で記載しており、ここでは省略しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

平成26年12月30日現在

資産総額	1,121,135,293円
負債総額	2,118,727円
純資産総額（ - ）	1,119,016,566円
発行済口数	1,032,481,291口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0838円

## &lt;ご参考&gt;「ベアリング ワールド・ボンド&amp;カレンシー・マザーファンド」

平成26年12月30日現在

資産総額	192,876,347,395円
負債総額	105,206,869,577円
純資産総額（ - ）	87,669,477,818円
発行済口数	78,818,848,650口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.1123円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法に規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者名簿

委託会社は受益者名簿を作成しません。

### （3）受益者に対する特典

ありません。

### （4）受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

### （5）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （6）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

( 7 ) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

( 8 ) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金または買取代金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

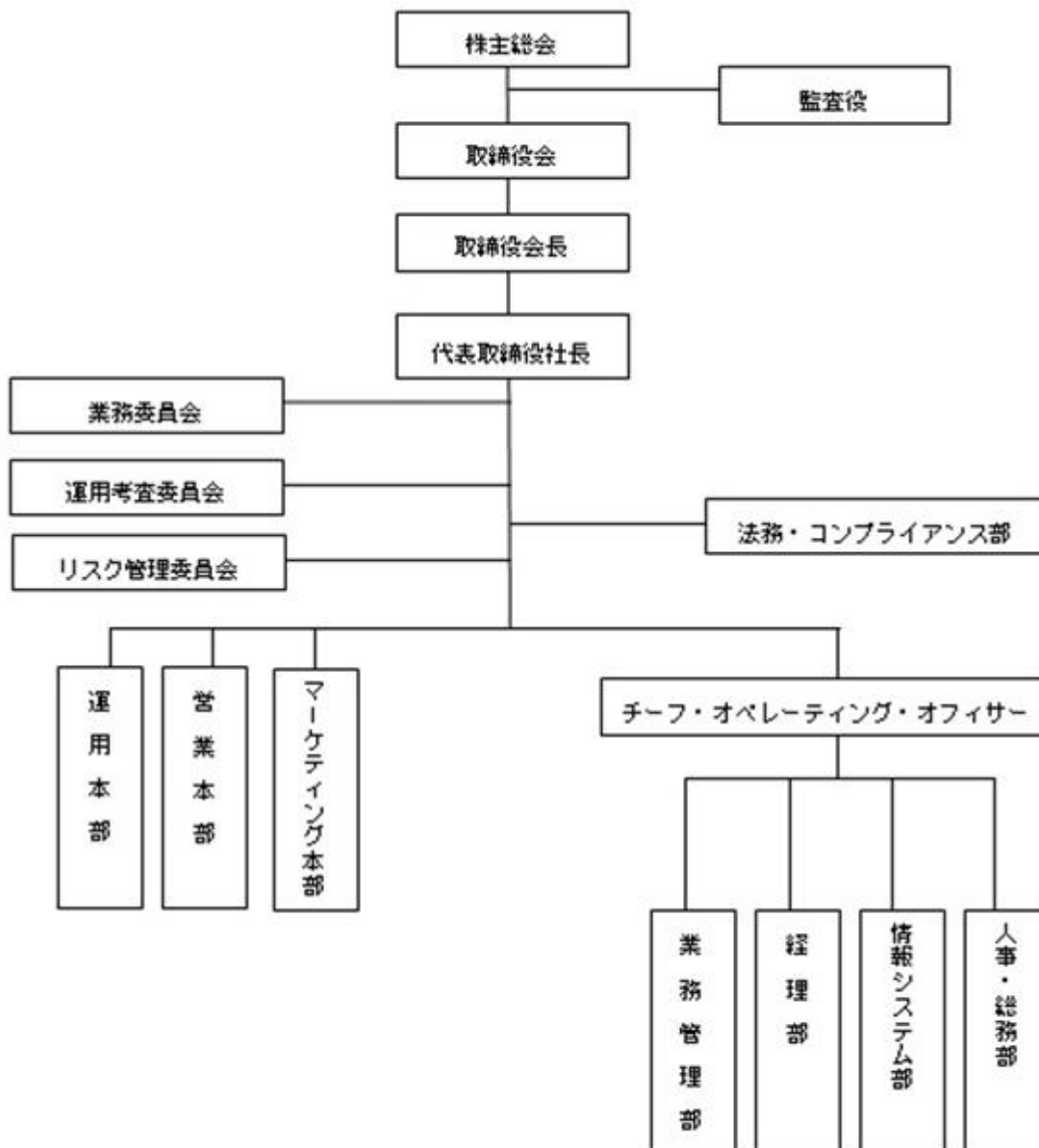
#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成26年12月末日現在	資本金	2億5,000万円
	発行する株式の総数	1万2,000株
	発行済株式の総数	5,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構



(平成26年12月末日現在)

## 経営体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上10名以内の取締役で構成し、監査役は2名以内とします。当社の取締役の選任は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任するものとし、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了のときに満了とし、補欠または増員により新たに選任された取締役の任期は、前任者または現任者の残存期間とします。監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了のときに満了し、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとします。

取締役会の決議により、取締役の中から社長1名を選任するものとし、また必要に応じて取締役の中から会長1名ならびに副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。取締役会はその決議によって、取締役の中から代表取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役がこれを招集します。代表取締役がこれを招集できないときは、取締役会が定める他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は会日から3日前に各取締役および監査役にこれを発するものとします。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、これを短縮し、招集手続を経ないで、これを開くことができます。

取締役会の議長は、代表取締役がこれに当たり、代表取締役に事故があるときは、取締役会が定める他の取締役がこれに当たります。

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議事ならびにその他法令に定める事項について議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または署名捺印あるいは電子署名し、当社にこれを保管するものとします。取締役会の議事録の写しは欠席取締役および欠席監査役に送付します。

## 運用体制

当ファンドが主として投資するマザーファンドの運用にあたっては、運用指図に関する権限の一部を、ロンドンに拠点を置くベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド（英国法人）に委託します。ベアリング・アセット・マネジメント・グループはロンドン、ボストン、香港、東京等の世界の主要拠点到資産配分、グローバル株式、欧州株式、小型株式、アジア株式、エマーシング株式、債券・通貨等の運用プロフェッショナルを擁しており、グローバルな運用体制を敷いています。債券の運用を担当する債券・通貨チームは、通貨・商品別にポートフォリオ構築グループが細分化されています。また、債券チーム内だけでなく株式運用チームとも投資環境について、意見や情報交換を活発に行っています。

債券・通貨チームはロンドン、東京を拠点とし、ファンドマネジャー、アナリスト、トレーダーにより構成されています。当ファンドに組入れる銘柄はチームにより討議と検証を経て行われます。

運用のモニタリングに関しては、委託会社の業務管理部（5名程度）において、運用にかかる法令・諸規則および投資ガイドライン等の遵守状況がチェックされ、法務・コンプライアンス部（2名程度）において、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律その他関連法令・諸規則等の遵守状況がチェックされます。モニタリングの結果は、取締役会の委嘱を受けて定期的に関催される運用審査委員会に報告されます。

委託会社の社内規程に関しては、倫理規範、服務規程により、顧客のために忠実に業務の遂行を果たすための基本的事項を定めているほか、信託財産を適正に運用するための各種業務マニュアルを設けております。また、委託会社が委託会社以外の者に業務を委託するときの基本的事項を定めた外部委託先選定・管理規則に従い、外部委託先に対する定期モニタリングを実施しています。

## 債券・通貨運用体制



運用体制等は平成26年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者である委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成26年12月30日現在、委託会社は、合計で20本（純資産総額3,149億円）のファンドの運用を行っています。なお、親投資信託はファンド数および純資産総額の合計から除いています。

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	20本	314,959,532,543円
合計	20本	314,959,532,543円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。また、当中間会計期間（自平成26年1月1日至平成26年6月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。



## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成25年3月31日)		当事業年度 (平成25年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		419,089		462,876
前払費用		14,518		19,274
未収委託者報酬		259,738		230,469
未収運用受託報酬		85,160		123,102
未収収益	* 1	28,170	* 1	14,328
繰延税金資産		25,001		65,625
その他の流動資産		731		3,937
流動資産合計		832,410		919,614
固定資産				
有形固定資産				
器具備品	* 2	31,921	* 2	26,048
有形固定資産合計		31,921		26,048
無形固定資産				
電話加入権		1,850		1,850
ソフトウェア		23,408		29,454
無形固定資産合計		25,258		31,305
投資その他の資産				
長期差入保証金		55,704		55,704
長期前払費用		23		16
預託金		1,500		1,500
繰延税金資産		45,193		51,709
その他		-		1,000
投資その他の資産合計		102,421		109,930
固定資産合計		159,601		167,283
資産合計		992,011		1,086,898

(単位:千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	7,152	4,185
未払手数料	* 1 159,938	* 1 167,082
未払委託調査費	* 1 22,326	* 1 16,621
その他未払金	50,600	40,326
リース債務	1,384	1,384
未払費用	15,704	25,830
賞与引当金	26,765	128,531
未払法人税等	104,390	91,939
未払消費税等	26,257	18,096
流動負債合計	414,520	493,997
<b>固定負債</b>		
リース債務	4,154	3,115
退職給付引当金	125,629	144,404
役員退職慰労引当金	9,437	10,877
固定負債合計	139,221	158,397
負債合計	553,742	652,395
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	250,000	250,000
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	3,587	18,587
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	184,681	165,914
利益剰余金合計	188,269	184,502
株主資本合計	438,269	434,502
純資産合計	438,269	434,502
負債・純資産合計	992,011	1,086,898

## （ 2 ） 【 損益計算書 】

（ 単位：千円 ）

	前事業年度 （ 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日 ）		当事業年度 （ 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日 ）	
営業収益				
委託者報酬		2,225,232		1,880,310
運用受託報酬		367,075		298,007
その他営業収益	* 1	72,287	* 1	50,521
営業収益合計		2,664,595		2,228,839
営業費用				
支払手数料	* 1	1,385,229	* 1	1,152,015
広告宣伝費		30,676		30,643
公告費		2,142		2,950
調査費		76,902		56,930
委託調査費	* 1	81,219	* 1	53,817
委託計算費		93,417		76,470
通信費		5,406		8,264
印刷費		21,163		17,404
協会費		2,269		2,138
営業費用合計		1,698,426		1,400,636
一般管理費				
役員報酬		25,440		19,360
給料・手当		262,601		186,005
賞与		115,460		119,989
交際費		4,059		2,312
旅費交通費		24,564		14,854
福利厚生費		54,214		33,883
人材募集費		2,211		6,560
業務関連委託費用		45,683		64,167
器具備品費		2,968		1,829
租税公課		4,354		3,700
不動産賃借料		70,563		53,070
固定資産減価償却費		13,748		11,724
退職給付費用		22,669		24,027
役員退職慰労引当金繰入額		1,920		1,440
諸経費		47,546		32,294
一般管理費合計		698,006		575,220
営業利益		268,162		252,982

営業外収益		
受取利息	32	24
法人税等還付加算金	-	3
雑収入	459	524
営業外収益合計	491	551
営業外費用		
為替差損	2,367	8,269
営業外費用合計	2,367	8,269
経常利益	266,286	245,265
特別損失		
特別退職金支出額	12,176	597
事務処理損失	7,716	-
固定資産除却損	* 2 40	-
特別損失合計	* 2 19,933	597
税引前当期純利益	246,352	244,667
法人税, 住民税及び事業税	117,415	145,574
法人税等調整額	14,831	47,140
法人税等合計	102,584	98,434
当期純利益	143,768	146,233

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
当期首残高	250,000	250,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	250,000	250,000
<b>利益剰余金</b>		
<b>利益準備金</b>		
当期首残高	3,587	3,587
当期変動額		
剰余金の配当	-	15,000
当期変動額合計	-	15,000
当期末残高	3,587	18,587
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
当期首残高	40,913	184,681
当期変動額		
剰余金の配当	-	165,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	18,766
当期末残高	184,681	165,914
<b>利益剰余金合計</b>		
当期首残高	44,500	188,269
当期変動額		
剰余金の配当	-	150,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	3,766
当期末残高	188,269	184,502
<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	294,500	438,269
当期変動額		
剰余金の配当	-	150,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	3,766

当期末残高	438,269	434,502
純資産合計		
当期首残高	294,500	438,269
当期変動額		
剰余金の配当	-	150,000
当期純利益	143,768	146,233
当期変動額合計	143,768	3,766
当期末残高	438,269	434,502

## 重要な会計方針

### 1. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

器具備品 3年～15年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 2. 引当金の計上基準

#### (1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。

#### (2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

### 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 注記事項

## (貸借対照表関係)

\*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
未収収益	26,737 千円	12,825 千円
未払手数料	73,195	72,781
未払委託調査費	22,303	16,621

\*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
器具備品	143,576 千円	149,449 千円

## (損益計算書関係)

\*1 関係会社との取引に係るものは、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
その他営業収益	67,149 千円	45,868 千円
支払手数料	257,059	226,388
委託調査費	81,179	53,795

\*2 固定資産除却損の内訳は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
器具備品	40 千円	- 千円



## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	-	-	5,000

## 2. 配当に関する事項

## 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株あたり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年 6月28日 定時株主総会	普通株式	150,000	30,000	平成25年 3月31日	平成25年 7月17日

## (リース取引関係)

## 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産

コピー機

## (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成25年12月31日）
1年以内	55,704	18,568
1年超	4,642	-
合計	60,346	18,568

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

## (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	419,089	419,089	-
(2)未収委託者報酬	259,738	259,738	-
(3)未収運用受託報酬	85,160	85,160	-
(4)未収収益	28,170	28,170	-
(5)長期差入保証金	55,704	55,704	-
資産計	847,863	847,863	-
(1)未払手数料	159,938	159,938	-
(2)未払委託調査費	22,326	22,326	-
負債計	182,264	182,264	-

当事業年度（平成25年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	462,876	462,876	-
(2)未収委託者報酬	230,469	230,469	-
(3)未収運用受託報酬	123,102	123,102	-
(4)未収収益	14,328	14,328	-
(5)長期差入保証金	55,704	55,704	-
資産計	886,481	886,481	-
(1)未払手数料	167,082	167,082	-
(2)未払委託調査費	16,621	16,621	-
負債計	183,704	183,704	-

## (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (資産)

## (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (負債)

## (1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度（平成25年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	419,089	-	-	-
未収委託者報酬	259,738	-	-	-
未収運用受託報酬	85,160	-	-	-
未収収益	28,170	-	-	-
長期差入保証金	-	55,704	-	-
合計	792,159	55,704	-	-

当事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	462,876	-	-	-
未収委託者報酬	230,469	-	-	-
未収運用受託報酬	123,102	-	-	-
未収収益	14,328	-	-	-
長期差入保証金	-	55,704	-	-
合計	830,777	55,704	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度を採用しております。但し、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
退職給付債務（千円）	125,629	144,404
退職給付引当金（千円）	125,629	144,404

## 3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
退職給付費用（千円）	22,669	24,027

## 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストックオプション関係)

前事業年度（平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成25年12月31日）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
<b>流動の部</b>		
(繰延税金資産)		
一括償却資産償却限度超過	726 千円	353 千円
未払事業税	8,132	6,598
未払費用否認	5,969	9,818
賞与引当金	10,173	48,854
繰延税金資産小計	25,001 千円	65,625 千円
<b>固定の部</b>		
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	45,193 千円	51,709 千円
役員退職慰労引当金	3,587	4,134
繰延税金資産小計	48,780	55,844
評価性引当額	3,587	4,134
繰延税金資産合計	45,193 千円	51,709 千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成25年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	38.01 %	38.01 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.06	1.75
評価性引当金計上	0.30	0.22
その他	0.27	0.25
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.64 %	40.23 %

## (持分法損益等)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

## (企業結合等関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

該当事項はありません。

## (セグメント情報等)

## セグメント情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）及び当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

当社は、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	2,225,232	367,075	72,287	2,664,595

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,592,307	67,149	5,137	2,664,595

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,880,310	298,007	50,521	2,228,839

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	合計
2,178,317	45,868	4,653	2,228,839

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

## 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## 関連当事者情報

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	67,149	未収収益	26,737
							運用委託契約	*2運用委託	257,059	未払手数料	73,195
									81,179	未払委託調査費	22,303

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社	Baring Asset Management Ltd.	英国 ロンドン	80,000 千英ポンド	投資運用業	(被所有) 間接100%		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	45,868	未収収益	12,825
							運用委託契約	*2運用委託	226,388	未払手数料	72,781
									53,795	未払委託調査費	16,621

## (2) 兄弟会社等

前事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963 千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	5,137	未収収益	1,433
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	22,947	未払手数料	6,260
									39	未払委託調査費	22
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	8,392	その他未払金	2,310							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	23,918	その他未払金	4,439

当事業年度（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）	
親会社の子会社	Baring Asset Management (Asia) Ltd.	香港	799,963千香港ドル	投資運用業	なし		兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	4,653	未収収益	1,502
							運用委託契約 事務代行契約の締結	*2運用委託	16,376	未払手数料	5,198
									21	未払委託調査費	6
事務代行契約の締結	*3事務代行手数料の支払	6,453	その他未払金	1,533							
親会社の子会社	Baring Investment Services Limited.	英国 ロンドン	200 英ポンド	サービス会社	なし		役務の受け入れ	*4システムサポートの支払	13,830	その他未払金	4,966

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- \* (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
- \* (2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \* (3) 事務代行手数料の支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。
- \* (4) システムサポートの支払については、当該会社より提示された料率および労働費消時間等を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する注記

Baring Asset Management Ltd. (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり純資産額	87,653.81円	86,900.46円
1株当たり当期純利益金額	28,753.61円	29,246.65円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年12月31日)
当期純利益金額(千円)	143,768	146,233
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 (千円)	143,768	146,233
期中平均株式数(千株)	5	5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 中間財務諸表

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

		当中間会計期末 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金・預金		407,964
前払費用		16,835
未収委託者報酬		204,058
未収運用受託報酬		104,093
未収収益		27,871
繰延税金資産		65,625
その他流動資産		3,848
流動資産計		830,297
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	* 1	
器具備品		22,603
有形固定資産計		22,603
無形固定資産		
電話加入権		1,850
ソフトウェア		30,039
無形固定資産計		31,889
投資その他の資産		
長期差入保証金		53,129
長期前払費用		11
預託金		1,500
繰延税金資産		51,709
投資その他の資産計		106,349
固定資産計		160,843
資産合計		991,140

（単位：千円）

当中間会計期末  
（平成26年6月30日）

## 負債の部

## 流動負債

預り金		6,633
未払手数料		146,227
未払委託調査費		18,672
その他未払金		43,363
リース債務		1,384
未払費用		23,324
賞与引当金		27,457
未払法人税等		75,820
未払消費税等	* 2	14,711
その他流動負債		5

---

流動負債計		357,601
-------	--	---------

---

## 固定負債

リース債務		2,423
退職給付引当金		153,414
役員退職慰労引当金		11,910

---

固定負債計		167,747
-------	--	---------

---

負債合計		525,349
------	--	---------

---

## 純資産の部

## 株主資本

資本金		250,000
-----	--	---------

## 利益剰余金

利益準備金		28,587
-------	--	--------

## その他利益剰余金

繰越利益剰余金		187,203
---------	--	---------

---

利益剰余金計		215,791
--------	--	---------

---

株主資本計		465,791
-------	--	---------

---

純資産合計		465,791
-------	--	---------

---

負債・純資産合計		991,140
----------	--	---------

---

## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

	当中間会計期間	
	( 自 平成26年 1月 1日	
	至 平成26年 6月30日 )	
営業収益		
委託者報酬		1,055,433
運用受託報酬		198,784
その他営業収益		44,476
営業収益計		1,298,694
営業費用		
支払手数料		634,210
広告宣伝費		13,704
公告費		1,911
調査費		
調査費		44,683
委託調査費		36,442
委託計算費		43,201
営業雑経費		
通信費		2,236
印刷費		11,422
協会費		1,165
営業費用計		788,977
一般管理費		
給料		
役員報酬		13,913
給料・手当		122,407
賞与		8,844
交際費		984
旅費交通費		14,406
福利厚生費		22,438
人材募集費		5,366
業務関連委託費用		43,701
器具備品費		7,633
租税公課		312
不動産賃借料		35,619
固定資産減価償却費	* 1	7,710
退職給付費用		9,009
役員退職慰労引当金繰入額		1,033

諸経費		20,193
一般管理費計		313,574
営業利益		196,142
営業外収益		
為替差益		4,970
受取利息		16
賞与引当金戻入額		10,040
投資有価証券売却益		13
法人税等還付加算金		1
その他		309
営業外収益計		15,350
営業外費用		
その他		1
営業外費用計		1
経常利益		211,490
税引前中間純利益		211,490
法人税,住民税及び事業税	* 2	80,201
中間純利益		131,289

## ( 3 ) 中間株主資本等変動計算書

( 単位 : 千円 )

	当中間会計期間 ( 自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年 6 月30日 )
<b>株主資本</b>	
<b>資本金</b>	
当期首残高	250,000
当中間期末残高	250,000
<b>利益剰余金</b>	
<b>利益準備金</b>	
当期首残高	18,587
当中間期変動額	
剰余金の配当	10,000
当中間期変動額合計	10,000
当中間期末残高	28,587
<b>その他利益剰余金</b>	
<b>繰越利益剰余金</b>	
当期首残高	165,914
当中間期変動額	
剰余金の配当	110,000
中間純利益	131,289
当中間期変動額合計	21,289
当中間期末残高	187,203
<b>利益剰余金合計</b>	
当期首残高	184,502
当中間期変動額	
剰余金の配当	100,000
中間純利益	131,289
当中間期変動額合計	31,289
当中間期末残高	215,791
<b>株主資本合計</b>	
当期首残高	434,502
当中間期変動額	
剰余金の配当	100,000
中間純利益	131,289
当中間期変動額合計	31,289
当中間期末残高	465,791
<b>純資産合計</b>	

当期首残高	434,502
当中間期変動額	
剰余金の配当	100,000
中間純利益	131,289
当中間期変動額合計	<u>31,289</u>
当中間期末残高	<u>465,791</u>

## 注記事項

## (重要な会計方針)

項 目	当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日 )
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 器具備品 3～15年</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。</p> <p>(3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
3. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (追加情報)

当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日 )	
賞与引当金戻入額	賞与支給対象者のうち当期に退職した者に対して賞与の不支給を決定したことに伴う引当金の取崩額であります。

## (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成26年6月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。 器具備品	152,894千円
*2 消費税等の取扱い 仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

## (中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
*1 減価償却実施額 有形固定資産	3,444千円
無形固定資産	4,265千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	



## (中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末 (平成26年6月30日 現在)					
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間 会計期間末	
普通株式(株)	5,000	-	-	5,000	
2. 配当に関する事項					
配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年 3月31日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	平成25年 12月31日	平成26年 4月30日

## (リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
1. ファイナンス・リース取引	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
(1)リース資産の内容	
有形固定資産	
コピー機	
(2)リース資産の減価償却の方法	
重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。	
2. オペレーティング・リース取引	
未経過リース料(解約不能のもの)	
1年以内	53,128 千円
1年超	97,402
合計	150,531 千円

## (金融商品に関する注記)

当中間会計期間  
 (自 平成26年1月 1日  
 至 平成26年6月30日)

## 金融商品の時価等に関する事項

平成26年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	407,964	407,964	-
(2) 未収委託者報酬	204,058	204,058	-
(3) 未収運用受託報酬	104,093	104,093	-
(4) 未収収益	27,871	27,871	-
(5) 長期差入保証金	53,129	53,129	-
資産計	797,117	797,117	-
(1) 未払手数料	146,227	146,227	-
(2) 未払委託調査費	18,672	18,672	-
負債計	164,899	164,899	-

## (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## (資産)

## (1) 現金及び預金 (2) 未収委託者報酬 (3) 未収運用受託報酬 (4) 未収収益

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (5) 長期差入保証金

長期差入保証金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (負債)

## (1) 未払手数料 (2) 未払委託調査費

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)				
セグメント情報 当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
関連情報				
1. 製品及びサービスごとの情報				(単位：千円)
	投資信託	投資一任	その他	合計
外部顧客への売上高	1,055,433	198,784	44,476	1,298,694
2. 地域ごとの情報				
(1) 売上高				(単位：千円)
	日本	英国	香港	合計
	1,254,217	41,248	3,228	1,298,694
(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。				
(2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報 外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。				
報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。				
報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。				

## (1株当たり情報)

項目	当中間会計期間
	(自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)
1株当たり純資産額	93,158.33円
1株当たり中間純利益	26,257.87円

## (注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記述していません。
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)	
中間純利益(千円)	131,289
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純利益(千円)	131,289
期中平均株式数(千株)	5

## (重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日)
該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成26年5月7日付で、社長選任に係る手続きを一部変更するための定款変更を行いました。

平成26年11月4日付で、取締役の任期を変更するための定款変更を行いました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成26年9月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要>

- ・ 資本金 : 51,000百万円（平成26年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

a . 名称	b . 資本金の額（注1）	c . 事業の内容
いちよし証券株式会社	14,577百万円	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
東海東京証券株式会社	6,000百万円	
松阪証券株式会社	100百万円	
アーク証券株式会社	2,619百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
ふくおか証券株式会社	2,198百万円	
フィデリティ証券株式会社	6,332百万円	
百五証券株式会社	3,000百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
日産センチュリー証券株式会社	1,500百万円	
PWM日本証券株式会社	3,000百万円	
株式会社青森銀行	19,562百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	
株式会社熊本銀行	33,847百万円	
株式会社親和銀行	36,878百万円	
株式会社山形銀行	12,008百万円	
株式会社百五銀行	20,000百万円	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
スルガ銀行株式会社	30,043百万円	

株式会社きらやか銀行	22,700百万円	銀行法に基づき監督官庁
------------	-----------	-------------

の免許を受け、銀行業務  
を営んでいます。

(注1) 資本金の額は平成26年9月末日現在。ただし、東海東京証券株式会社、松阪証券株式会社、ふくおか証券株式会社、百五証券株式会社、ワイエム証券株式会社および日産センチュリー証券株式会社の資本金の額は平成26年3月末日現在、フィデリティ証券株式会社の資本金の額は平成26年4月末日現在。

(注2) PWM日本証券株式会社は、平成27年2月12日より募集・販売等の事務を開始します。

### (3) 投資顧問会社

名称

ベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)

資本金の額

平成26年12月末日現在、80,000千スターリングポンド(約14,962百万円)

(注) スターリングポンドの円換算は平成26年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1スターリングポンド=187.03円)になります。

事業の内容

投資顧問業

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

信託財産の保管・管理、信託財産の計算、受益権設定にかかる振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指示および連絡等の業務を行います。

### (2) 販売会社

受益権の募集の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い、運用報告書の受益者への交付等の業務を行います。

### (3) 投資顧問会社

マザーファンドにおいて、委託会社から運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用指図を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) 投資顧問会社

委託会社は、ベアリング・アセット・マネジメント・グループの頂点に位置するベアリング・アセット・マネジメント・リミテッド(英国法人)(投資顧問会社)の間接的な子会社です。

**第3【参考情報】**

当ファンドについては、当計算期間中に、金融商品取引法第25条第1項に掲げる次の書類を提出しています。

提出日	書類名
平成25年12月20日	訂正有価証券届出書
平成26年2月10日	有価証券報告書
平成26年2月10日	訂正有価証券届出書
平成26年3月14日	訂正有価証券届出書
平成26年5月9日	訂正有価証券届出書
平成26年8月11日	半期報告書
平成26年8月11日	訂正有価証券届出書
平成26年10月20日	訂正有価証券届出書



## 独立監査人の監査報告書

平成26年 3月12日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリング投信投資顧問株式会社の平成25年4月1日から平成25年12月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリング投信投資顧問株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年1月16日

ベアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の平成25年11月12日から平成26年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「BAMワールド・ボンド&カレンシー・ファンド（1年決算型）」の平成26年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

ベアリング投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成26年 9月19日

ペアリング投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているペアリング投信投資顧問株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ペアリング投信投資顧問株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。